各 { 都 道 府 県 } 衛生主管部(局) 御中 特 別 区

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

保健所の体制強化のためのチェックリストについて

保健所の体制強化に関しては、既に「保健所の業務継続のための体制整備について」(令和2年3月13日付け事務連絡)及び「保健所の業務継続のための体制整備について(補足)」(令和2年3月17日付け事務連絡)により、各自治体において全庁的に取り組んでいただくようお願いをしたところです。

今般、保健所の業務のうち、衛生主管部局以外の事務職員による支援が考えられる業務や、外部委託が可能と考えられる業務、縮小・延期等が可能と考えられる業務をリスト化し、別添のとおり「保健所の体制強化のためのチェックリスト」として取りまとめたので、総務主管部局とも連携し、保健所の体制強化を全庁的に検討する際の参考にしてください。

保健所の体制強化のためのチェックリスト

1 衛生主管部局以外の事務職員による支援又は外部委託等が可能と考えられる業務

チェック 欄	業務	対応例
	保健所の庶務(勤怠管理、予算執行等)	・事務職員による支援(文書作成等)
	連絡調整業務(本庁、管内市町村等と の連絡調整)	・事務職員による支援(文書作成、メール送信等)
	帰国者・接触者相談センター業務	・外部委託・事務職員による支援(相談内容の振り分け、長時間の傾聴対応等)
	コールセンター業務(帰国者・接触者 以外の方からの問い合わせ対応)	・外部委託・事務職員による支援(相談内容の振り分け、長時間の傾聴対応等)
	流行地域・国からの帰国者の健康監視	・外部委託
	濃厚接触者の健康観察	・アプリ等のIT活用
	自宅療養中の軽症者の健康観察	・事務職員による支援(電話連絡、記録等)
	入所施設での軽症者の健康観察(自宅 に高齢者等がいるため、自宅療養が困 難な場合)	・外部委託 ・アプリ等のIT活用 ・事務職員による支援(施設の確保、施設の運営等)
	入院患者の経過状況報告(病院に患者 情報を聞いて厚労省へ毎日報告する陽 性者フォローアップ作業)	・外部委託 ・アプリ等のIT活用 ・事務職員による支援(施設の確保、施設の運営等)
	患者・疑似症患者の移送	・外部委託
	PCR検査の検体の搬送	・事務職員による支援(電話連絡、運転等)
	医師会等の関係機関との各種会議	・事務職員による支援(開催案内、会場設営等)
	国からの通知・事務連絡の管理	・事務職員による支援(文書管理、対応状況の確認等)
	患者・疑似症患者の届出受理	・事務職員による支援(文書整理等)
	患者・疑似症患者の公表	・事務職員による支援(資料作成、ホームページ掲載等)
	入院勧告・措置の調整	・事務職員による支援(本人や医療機関への連絡等)
	広域受診調整、広域患者移送	・都道府県調整本部による実施への一本化
	臨時の医療施設の開設	・事務職員による支援(施設借り上げの交渉等)
	新型コロナウイルス対策に関する普及 啓発	・外部委託 ・事務職員による支援(ホームページの更新等)

2 縮小・延期等が可能と考えられる業務

チェック 欄	縮小・延期等が考えられる業務	備考
1199	人口動態調査の審査・報告事務	「天災事変その他避けることのできない事由」がある場合に人口動態調査令に基づく厚生労働大臣への報告により報告期限の延期が可能。
	地域保健・健康増進事業報告の報告事 務	平成 31 年・令和元年分については、都道府県からの調査票の提出期限は本年6月までとなっているが、期限に間に合わない際には、厚生労働省に個別に相談。
	病院の構造設備変更手続きの業務	病院の構造設備を変更する際に必要となる許可につい て、事後に行って差し支えない。
	衛生検査所の登録等の業務	病原体核酸検査のみ行う衛生検査所を臨時的に開設する際、届出事項の簡略化や事後に申請内容の実施調査を 行って差し支えない。
	地域医療構想における具体的対応方針 の再検証等	地域医療構想における具体的対応方針の再検証等の提出期限を延期する (期限について整理の上、追って通知することとする。)。
	健康的な生活習慣づくり重点化事業	自治体の状況に応じて実施可能な計画を立てることは 可能。
	健康増進法に基づく健康増進事業のう ち、健康教育、健康相談等の事業	年度内で、実施時期を遅らせることは可能。
	HIV 検査等・相談事業	近隣保健所との連携等の工夫により、一部の縮小は可能。事前予約制となっている場合は、直前の急な中止は 適当でない。
	感染症診査協議会への意見聴取(結核 患者の医療関係)	協議会の開催が事実上困難となる場合は、意見聴取の方法を例外的に簡略化して差し支えない。
	不妊に悩む方への特定治療支援事業	対面ではなく保健所を経由しない本庁への直接送付への切り替え等が可能。
	薬局・医薬品販売業等の監視指導	実施時期を遅らせることは可能。
	麻薬業務所等の監視指導(重大な事故・ 事件を除く。)	事前に計画して行うものであるが、実施時期を遅らせる ことは可能。
	都道府県の職員の立会いによる麻薬の 廃棄(重大な事故・事件を除く。)	廃棄予定の麻薬の麻薬小売業者等における保管に支障 がない限り、実施時期を遅らせることは可能。
	向精神薬営業所等の監視指導(重大な 事故・事件を除く。)	事前に計画して行うものであるが、実施時期を遅らせる ことは可能。
	覚醒剤原料取扱者等の監視指導(重大な事故・事件を除く。)	事前に計画して行うものであるが、実施時期を遅らせる ことは可能。
	都道府県の職員の立会いによる覚醒剤 原料の廃棄(重大な事故・事件を除く。)	廃棄予定の覚醒剤原料の薬局等における保管に支障が ない限り、実施時期を遅らせることは可能。
	大麻取扱者等の監視指導(重大な事故・ 事件を除く。)	事前に計画して行うもの。これらは大麻の栽培等の状況 を確認できる時期である限り、実施時期を遅らせること は可能。
	食品衛生法の営業許可の更新に係る事 務	都道府県等の判断により、実施時期の先送り、規模の縮 小等の調整を行うことは可能。
	食品等事業者の定期的な立入調査等の 監視指導(夏期一斉取締りを含む。)	都道府県等の判断により、実施時期の先送り、規模の縮 小等の調整を行うことは可能。
	食品衛生責任者実務講習会(営業者に 対する定期的な衛生教育)の実施	都道府県等の判断により、実施時期の先送り、規模の縮 小等の調整を行うことは可能。
	食品中の放射性物質の検査結果報告 (基準値以下のものに限る。)	縮小・延期した期間の結果を後日まとめて報告すること で差し支えない。